又は胚盤胞の数に応じて算定し、２については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存の開始から１年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、１年に１回に限り算定する。

Ｋ９１７－４　採取精子調整管理料　5,000点

Ｋ９１７－５　精子凍結保存管理料

１　精子凍結保存管理料（導入時）

イ　精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合　1,500点

ロ　イ以外の場合　1,000点

２　精子凍結保存維持管理料　700点

注　１については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、２については、精子の凍結保存の開始から１年を経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行った場合に、１年に１回に限り算定する。

第２節　輸血料

区分

Ｋ９２０　輸血

１　自家採血輸血（200mＬごとに）

イ　１回目　750点

ロ　２回目以降　650点

２　保存血液輸血（200mＬごとに）

イ　１回目　450点

ロ　２回目以降　350点

３　自己血貯血

イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）

⑴　液状保存の場合　300点

⑵　凍結保存の場合　600点

ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）

⑴　液状保存の場合　300点

⑵　凍結保存の場合　600点

４　自己血輸血

イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）

⑴　液状保存の場合　750点

⑵　凍結保存の場合　1,500点

ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）

⑴　液状保存の場合　750点

⑵　凍結保存の場合　1,500点

５　希釈式自己血輸血

イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）　1,000点

ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）　1,000点

６　交換輸血（１回につき）　5,250点

注１　輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。

２　自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。

３　骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号Ｄ４０４に掲げる骨髄穿刺又は区分番号Ｋ６０６に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。

４　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

５　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びＲh式）の費用として54点を所定点数に加算する。

６　不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず１月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、１週間に１回に限り、197点を所定点数に加算する。

７　ＨＬＡ型適合血小板輸血に伴って行ったＨＬＡ型クラスⅠ（Ａ、Ｂ、Ｃ）又はクラスⅡ（ＤＲ、ＤＱ、ＤＰ）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。

８　輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算として、１回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。

９　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を所定点数に加算する。

10　輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

11　輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。

12　血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

13　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血液製剤を無菌的に分割して投与した場合は、無菌的分割製剤作成加算として、当該行為を実施した日に限り、400点を所定点数に加算する。

Ｋ９２０－２　輸血管理料

１　輸血管理料Ⅰ　242点

２　輸血管理料Ⅱ　121点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月１回に限り、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、１においては120点、２においては60点を加算する。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

Ｋ９２１　造血幹細胞採取（一連につき）

１　骨髄採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

２　末梢血幹細胞採取

イ　同種移植の場合　21,640点

ロ　自家移植の場合　17,440点

注１　同種移植における造血幹細胞提供者又は自家移植を受ける者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

２　造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。

Ｋ９２１－２　間葉系幹細胞採取（一連につき）　17,440点

Ｋ９２１－３　末梢血単核球採取（一連につき）

１　採取のみを行う場合　14,480点

２　採取、細胞調製及び凍結保存を行う場合　19,410点

Ｋ９２２　造血幹細胞移植

１　骨髄移植